

地域共同体構想に関する比較社会経済史的研究

A Comparative Socio-Economic Historical Research
on the Concept of Regional Communities

主任研究員名：加藤 道也

分担研究員名：高神 信一、古谷 眞介

〔分担研究課題〕

日本植民地支配の研究（加藤道也）

イギリス植民地支配の研究（高神信一）

日中地域分業の研究（古谷眞介）

〔総括報告（平成 26 年度～平成 28 年度）〕

1. はじめに

本共同研究組織「地域共同体構想に関する比較社会経済史的研究」は、歴史的には大東亜共栄圏やイギリス連邦、現代においては EU などに見られるような、時代や地域を越えて現れる地域共同体構想につき、具体的な事例を設定し、その間の共通点、相違点を析出しようという試みである。本共同研究組織においては、戦前に主要な傾向であった植民地統治体制に関する日英を中心とした比較研究による共通点・相違点の析出と、戦前の植民地体制下での日本本国と外地との相互影響関係と現代日本から見た地域分業体制との共通点・相違点の探求との2つの比較研究部分から構成されている。日本の植民地支配の根底にあった構想、イギリスの植民地支配の根底にあった構想、戦後の日本企業の中国進出による分業体制を支えた構想を広義の地域共同体構想と捉え、そこに時代・地域を超えていかなる共通点が見られ、時代や地域に制約されことからくるいかなる相違点が見られるのかを描き出そうとしたのである。

戦前の植民地体制下における日英比較に関してはこれまでも様々な問題意識が広く共有されてきたと思われ、こうしたアプローチは比較的オーソドックスなものであると考えるが、植民地体制下における相互影響関係と戦後の国際間地域分業体制との間の比較研究の部分については、時代背景や依拠する秩序体系に本質的な相違があり、安易に比較できないのではないかと批判もありうるかもしれない。しかし、我々としては、戦前の事例も戦後の事例も、いずれも本国のみでは完結しえない政治的・経済的要請に応じた包括的運営を、いかにして安定的に遂行していくのが重要であった点において相通じる面があり、そこでは時代や地域を越えた構想が求められており、こうした側面に注目して比較研究を行うことには少なからぬ意義があるのではないかと考えた。3名の分担研究から得られた総括的な研究成果を以下にまとめておきたい。

2. 植民地統治構想に見る日英比較について

加藤担当部分である「日本植民地支配の研究」は、戦前植民地において現地統治機関として置かれた台湾総督府、朝鮮総督府、関東都督府という3機関に勤務したいわゆる植民地官僚の経歴と報告書・著作を検討することを通じて、すなわち、当時の政策担当者の統治構想を詳細に検討することによって日本植民地統治構想の特徴を明らかにするものであった。検討した大内丑之助（台湾総督府、関東都督府）、吉村源太郎（関東都督府）、時永浦三（朝鮮総督府）の3名はいずれも個性的な官僚であり、その経歴や活動には彼ら個人の個性に帰されるべき特徴も存在していたが、彼らが統治実務を担った上記3つの主要な植民地統治機関における特徴としては、本国の統治政策を実現することを第1義とすることについては明確な共通点が見られるが、いずれの植民地統治機関においても一定程度の独自性を確保しようとする傾向があったことが明らかになった。もちろん植民地ごとにその強弱が存在することが否めず、具体的には、本国の統治政策の影響を受けやすかった関東都督府や台湾総督府と、それらに比べると独自性を追求する傾向にあった朝鮮総督府という違いは存在するものの、本国の統治構想に対する一定の遠心力が働いていたことは特筆に値すると思われる。後発帝国主義国である日本の場合は、イギリスなどの先発帝国主義国の事例を植民地官僚たちが研究・調査し、その制度設計の参考にしていたが、国際的には本国との一体性を重視する流れと、現地植民地の自律性を一定程度容認する流れとが存在する中、日本の植民地統治においては後者の傾向が強い運営が行われていたと言えよう。

高神担当部分である「イギリス植民地支配の研究」においては、イギリス植民地統治を現地アイルランドにおいて担当したアイルランド総督府が検討された。1840年代に発生したジャガイモ飢饉などの具体的な事例にアイルランド総督府がどのように対応したかに注目することによって、同機関の特徴が明らかにされている。それによると、イギリスのアイルランド統治においては、本国イギリスの統治政策が大きく現地アイルランドの統治構想を規定していたと言える。それは第1に、アイルランド総督府は財政に関する権限を有しておらず、本国イギリスの財務省の影響下に置かれていたためであり、大飢饉などの現地救済が必要とされる局面において展開された公共事業などは、イギリス本国の財務省の指揮下で行われたことから分かる。また第2に、アイルランドの治安維持において重要な任務を担ったアイルランド警察やダブリン首都警察が本国ロンドン首都警察をモデルとして設立され本国の統治構想に沿った組織体系を有しており、本国のアイルランド担当大臣の直接の指揮下にあったことから見て取れる。これらを考慮すると、イギリスの植民地統治は本国の強固な影響下にあったと言えるだろう。

上記の日英両国のそれぞれの特徴を踏まえて日本植民地支配とイギリス植民地支配とを比較すると、本国の強固な統治構想の影響下にあったイギリス植民地統治と、本国日本の統治構想に沿った運営を行いながらも、一定程度現地植民地の裁量部分を確保しようとしていた日本植民地統治という相違点が見いだせる。イギリスにおいては、本国財務省の財政的コントロールと治安維持における本国大臣のコントロールが本国の統治構想の実現に大きな影響力を持っていたと言えるのに対し、日本に関しては、現地植民地統治を担った植民地官僚が

植民地エキスパートとして比較的長期にわたって勤務する人事のあり方が、現地の事情を現地情勢の判断を加味して行政実務にあたることを一般的なものとしていったと思われる。

3. 戦前植民地統治構想と戦後地域分業体制との比較検討について

上述したように、戦前日本における植民地統治のあり方を見ると、本国の方針に沿いながらも、現地における自律性を維持しようとする強い傾向が存在していた。本国との結びつきを維持すべきとする基本構想に対して恒常的な遠心力が働いており、その点で緊張関係を内包していたと言えるだろう。日本の植民地統治時代においてしばしば現れる自治構想は、その端的な証左であると言えるだろう。

こうした戦前の事例との比較を意識しながら、現代における日中分業体制を事例として歴史的比較検討を行うための重要な研究が、古谷担当部分である「日中地域分業体制の研究」である。本研究は、ソフトウェア業界を題材に、大連、武漢、済南といった中国大陆に子会社を設立した日系企業の運営実態を、現地におけるインタビュー等を駆使しながら明らかにしようとした研究である。

本研究は、日本にある本社が、従来から展開してきた既存のシステム保守等といった下請的業務を現地子会社に求め、現地子会社はそうした業務を着実に遂行しながらも、現地子会社で開発、運用、管理業務に従事する技術者たちは、現地中国において生まれた様々なサービスに対応する新しいソフトウェアの開発、システム運用・管理業務の方により大きな魅力を感じており、しばしば日本の本社が求める業務に不満を感じていることを明らかにした。

日本の本社が求める日本向けのソフトウェア開発よりも、現地中国国内向けのソフトウェア開発を志向する姿勢が見られるということである。また、熟練を積んだ技術者たちは、日本の子会社の社員という枠組みに必ずしも満足し得ず、より良い機会を求めて転職する場合も恒常的に見られることも分かった。すなわち、日系企業の現地子会社の実態調査からは、本社からの自立性を追求する遠心力が恒常的に働いているということが確認された。この点は、戦前日本における本国の政策的要請と現地植民地の運営に恒常的に見られた自律性を求める傾向と共通点を持っていると言えるだろう。

4. おわりに

以上の研究成果を総括すると、日本については、1国のみでなく他国・他地域と政治的・経済的・社会的な相互連関関係を形成する場合には、時代背景からくる歴史的制約よりも、地域的制約により大きく規定されるものであると考えられる。戦前日本における植民地統治の範囲はアジア地域に限定されており、そこで見られた傾向は、本国の政策構想が現地の運営に強力な統制力を有していたイギリスとの比較を通じて、イギリスのあり方との相違点として確認された。すなわち、本国の政策構想を軸としながらも、現地における自律性を志向するものであった。現地における自律性を求める傾向を有する点に注目すると、この傾向は戦後の日中分業体制の検討において、本国（本社）と現地子会社との間にも同様に確認されるものであった。

本共同研究における具体的な事例研究から、日本の地域共同体構想の特徴は、国際的な地

域共同体構想を広く参照しながらも、それを適用する際に取捨選択を行ったことが見て取れる。近代化において後発国として出発した日本は、先発国の構想を参照しながらもそれをそのまま適用しようとしたのではなく、自国の状況に合致するものを受容したのである。そこで意識的・無意識的に考慮されたのは、地域的な問題であったと思われる。欧米的な構想がそのまま採用されることはなく、多分に日本の位置するアジア地域への適用可能性が模索された。戦前・戦後を通じて、アジアの中に存在する日本という状況は共通しており、各種の政策構想を適用する際にやはり大きな規定要因になったのである。日本は、時代を超えてアジア諸国・地域と政治的・経済的・社会的相互連関関係の中に置かれており、その地域性が強い制約条件となって各種の構想を規定しているものと考えられる。そのことは、本共同研究によってアジア諸国との相互連関関係の中で戦前・戦後を通じて共通して確認されることが明らかとなった。本共同研究の成果が、過去や現在の地域共同体構想のあり方を検討しただけにとどまらず、グローバル化が進行しつつもその限界が指摘されるようになっている時代において、今後の地域共同体のあり方を考えていくうえで参考になれば幸いである。

日本植民地支配の研究

加藤 道也（経済学部経済学科）

本共同研究「地域共同体構想に関する比較社会経済史的研究」における筆者分担部分「日本植民地支配の研究」では、戦前の日本における植民地統治を担った「植民地官僚」を取り上げ、彼らが残した報告書や著作を検討することを通して、日本の植民地統治がいかなる構想に基づいて展開されていたのかを析出することが課題であった。具体的には、戦前日本の植民地・影響圏におかれた植民地統治機関である台湾総督府、朝鮮総督府、関東都督府の3機関に勤務した幹部官僚（大内丑之助、吉村源太郎、時永浦三）を対象に検討を行った。

初年度（平成26年度）に行った時永浦三、吉村源太郎の分析からは、①植民地統治の実務を担当した彼等は植民地統治が円滑に軌轢なく持続することを重視していたこと、②そのために植民地統治で先行する欧米諸国、とりわけイギリスの政策を詳細に調査しつつ、日本に適合的な制度を取捨選択しようとしたこと、③植民地統治の自律性の面から見ると、植民地ごとの相違が見られること、具体的には、朝鮮総督府は可能な限り本国から自律的な統治を志向する傾向があり、関東都督府では独自性を志向しつつも朝鮮総督府と比較して本国の政治状況や人事構想の影響を受けやすかったことが明らかになった。

2年目（平成27年度）においては、台湾総督府および関東都督府に勤務した大内丑之助の報告書・著作を検討し、初年度に明らかになった植民地統治の特徴①および②については台湾総督府においてもほぼ同様の傾向が見られること、③については、関東都督府の特徴に類似していることが分かった。

最終年度である3年目（平成28年度）においては、初年度にも検討していたケンブリッジ帝国史シリーズやオックスフォード帝国史シリーズに含まれるイギリス帝国史諸研究や、日本の『近代日本と植民地』シリーズなどの諸研究を改めて参照しながら、2年目までの植民地官僚の研究をいかなる文脈に位置づけることができるかを意識しながら総括的研究を進め、以下の諸点を確認することができた。

①日本の植民地統治のための官僚による調査・研究は日清戦争後の台湾領有から始まり、官僚の人事異動に伴う形で台湾総督府→関東都督府の方向で波及していった。大内丑之助の台湾総督府から関東都督府への移動はその点で大きな意味を持っていたと思われる。

②大内の同僚であった吉村が行ったイギリス帝国植民地の包括的検討は、朝鮮総督府に勤務していた時永に継承され、朝鮮総督府においても植民地統治の知識が共有され、現実の統治構想策定のために参照された。

③日本が「1等国」を自認するようになった第1次世界大戦以降においては、イギリスの植民地統治を参考にする姿勢から、イギリスの植民地統治を批判的に見る視点が強調されるようになり、日本の植民地統治の正当性を主張する視点が顕著になった。

イギリス植民地支配の研究

高神 信一（経済学部国際経済学科）

本研究はアイルランドにおけるイギリス植民地支配の研究である。まず、1840年代後半に発生したジャガイモの大飢饉を通じて、イギリスの植民地支配を明らかにした。この大飢饉の結果、人口が200万人以上減少した。その内訳は、死亡者が100万人以上、移民が100万人以上である。この当時のアイルランドはイングランドやウェールズ、スコットランドと共に連合王国を形成していたにもかかわらず、これだけの死亡者や移民を輩出したということは、アイルランドの持つ「植民地的性格」を表しているといえる。

イギリス政府による救済策を検討してみると、古典派経済学が主張した自由放任主義や、キリスト教の福音主義的な考え方、アイルランドに対する差別的な捉え方があった。以上のことについては、高神信一「政府の救済策」勝田俊輔・高神信一編『アイルランド大飢饉 ジャガイモ・「ジェノサイド」・ジョンブル』刀水書房、2016年で詳述した。

大飢饉におけるイギリス政府の救済策からアイルランド総督府の構造に研究を発展させた。アイルランドの行政府のトップにあったのが、アイルランド総督であり、総督はイギリス国王の代理の役割を果たした。総督を補佐したのがアイルランド担当大臣である。このポストは総督の秘書官という役割であったが、イギリス内閣の一員であることが多く、そのため担当大臣が総督府の実質上のトップであったと言える。

アイルランド総督府の中心に位置したのが、アイルランド担当大臣局だった。この部局は19世紀を通じてその役割を拡大していった。担当大臣局の職務は広範囲に及び、総督府の部局や委員会に意見を付けるだけでなく、イギリス財務省やイギリス商務委員会、陸軍省、イギリス政府の部局との間のやり取りを取り仕切った。

総督府の構造において、アイルランドの植民地的性格を最もよく示していたのが、総督府は財政に関する権限を持っていなかったということである。1816年にアイルランドとイギリスの歳入が統合されると、イギリス財務省がアイルランドの財政を取り扱うことになったのだった。ところでイギリス財務省とアイルランドの財政との関係がよくわかるのが、大飢饉だった。大飢饉の救済策の策定において主導的な立場にあったのが、イギリス財務省である。事実、アイルランドで実際に救済に当たった公共事業委員会や兵站局は財務省の直接の指揮下にあった。

また、治安維持はアイルランド総督府の重要な仕事であった。19世紀半ばにおいて、アイルランドにはアイルランド警察とダブリン首都警察があった。前者は武装警察であり、後にイギリスの植民地警察のモデルとなっている。後者はロンドン首都警察をモデルとした軽装備の警察だった。いずれの警察もアイルランド担当大臣の直接の指揮下にあった。

日中地域分業の研究

古谷 眞介（経済学部経済学科）

日本向けソフトウェア開発における開発管理体制、技術者たちのキャリア、ならびに人事管理制度について調査した。2015 年度には、9 月に 2 週間ほど、大連、済南、ならびに武漢において日本向けソフトウェア開発の聞き取り調査を実施した。大連においては 4 社で 5 名、済南においては、山東交通学院の協力をえて、同大学の卒業生 8 名、および 3 社で 7 名、そして武漢においては日系企業の総経理と開発担当重役から聞き取りをおこなった。そして 2016 年度 8 月と 2 月には、日本に在住する中国人技術者から、6 名から聞き取り調査を行った。そのうち 2 名は、2015 年度に済南市で聞き取り調査を行った山東交通学院卒業の技術者である。

今回の共同研究において、明らかになったことは、おおよそ次の 4 つの点に整理することが出来る。すなわち第 1 に中国国内のソフトウェア開発需要が拡大し、それにもなつて国内向けソフトウェア開発の企業と日本向けソフトウェア開発を行っている企業が、ソフトウェア開発技術者の激しい獲得競争を展開したことである。具体的には、中国企業はより高い賃金、かつ国内向けのソフトウェアの新奇性によって、新規学卒者を引き付け、採用し、および日本向けソフトウェア開発を行っていた技術者を引き抜いた。たとえば、日本向けソフトウェア開発企業において、ソフトウェア開発の能力は高いが、日本語の能力が低いために、処遇が低い技術者を組織して、大量に引き抜くなどの行為が観られた。それに対して日系企業は、賃金以外の人材育成制度および福利厚生などの良さをアピールして、技術者を募集しようとした。さらには日本のソフトウェア開発の下請構造に組み込まれた中国の企業は、日本における求人者を、中国の求人サイトなどに掲載し、日中間の賃金格差を利用して、技術者を募るようになった。たとえば、中国・済南市における大卒で 5 年目の技術者の給与は、5000 元程度である。それに比べると、日本では 30 万円程度を手にすることが出来るという。つまりインターネット上の求人サイトを活用することで、企業と求職者の地理的に離れたことによって生じる求人・求職活動の費用を軽減し、中国居住の技術者を、より高い賃金によって、技術者を募るようになった。以上のような人材獲得競争を展開したのである。

第 2 に、そのような状況の下で、中国の技術者達は、とくに経験の浅い 20 歳代から 30 歳代の技術者にとっては、中国国内の新しい ICT を活用した様々なシステムの開発・運用・管理が非常に魅力ある、やりがいのある仕事と認識されるようになった。それにたいして日本向けソフトウェア開発については、日本の既存システムの保守などが中心である。いわゆる枯れた技術であることから、日本向けソフトウェア開発は魅力が乏しいと認識されるようになった。中国国内の IT 企業が高い給与で技術者を獲得したこと、そして日本語能力も求められたこともあって、日本向けのソフトウェア開発を行っていた企業は、技術者を確保することが困難となり、中国国内向けの開発にシフトする、あるいは日本に在住してソフトウェア開発あるいは保守を行う技術者を派遣・紹介する事業へとシフトすることになった。

第 3 に、中国企業が日本の求人者を中国国内の求人サイトに掲載することで中国人技術者を募集することで、日本において、3 次以降の下請企業では、雇用保険、労災、社会保険などに未加入のまま就労させるということも散見された。それらの企業と中国人技術者が日本の労働法、制度、慣行に明るくないこともあり、労働条件の底抜けが生じてしまっているのである。この点については、今後、どのような労働問題へ発展するのかは、今のところ、分からない。

第4に、中国における人材獲得競争の激化の影響として、日本国内のソフトウェア開発センターなどにおいて、中国人技術者が減り、代わりにベトナムなどの東南アジア諸国からのソフトウェア技術者が増え始めている。日本企業が、技術者の調達先および海外アウトソーシング先を、中国から東南アジア地域へシフトさせていることがうかがわれる。

以上を、日本の情報サービス産業の発展と関連付けて整理しよう。まず、ソフトウェア開発は、その需要の伸びに比して、供給の伸びが低いことが指摘されている。1980年代前半には、日本においても、当時の銀行のオンライン・システムなどの大規模なソフトウェア開発を背景にして、同様なことが通産省を中心に議論された。通産省は、ソフトウェアを互換性部品による大量生産方式に類似した開発手法を確立し、生産性を上げなければならないと主張し、そのための産業政策を打ち出した。その一方で情報サービス産業の企業は、労働力の供給源を探しもとめた。日本においては、需要拡大に起因する技術者不足に加えて、中国および東南アジア諸国と比べると、情報サービス産業で働くことの魅力の乏しさなどによって、情報サービス産業に就職しようとする新規学卒者は、伝統的な製造業に就職を希望する新規学卒者と比較すれば、少ない。情報サービス産業への労働力供給は、不足気味である。そのため、日本企業は、企業内教育の制度を整備し、理工系学部出身者と比較すれば、情報システム関連に関する知識などに乏しい、より限界的である文系学部出身者までを対象として、技術者を確保しようとしたのである。

そして1990年代後半の深刻な不況にもかかわらず、インターネットおよびパソコン・ブームによるソフトウェア開発の需要拡大、そして少子化の進展につれて労働力人口の増加が停滞したことも加わり、その不足感は解消されなかった。そこで労働力が豊富であり、漢字を利用し、急速に経済発展する中国に目を向けることになった。当時の中国政府のIT産業の発展と外貨獲得手段にしようとする後押しもあって、日本向けのソフトウェア開発のアウトソーシング・ビジネスは、ブームを迎えることになった。

2010年代を迎えると、中国の経済発展につれて、元高が進行し、中国国内向けソフトウェア開発の需要も拡大した。そのことによって、日本向けソフトウェア開発の企業は、開発費用の増大に直面し、そして国内向け企業との激しい人材獲得競争に直面することになった。中国企業は、より高い賃金および魅力あるソフトウェア開発を訴えることによって、技術者の確保に努めた。その中には、日本向けソフトウェア開発にたずさわっていた技術者の引抜もあった。日系企業は、人材育成と福利厚生面の良さを訴えた。一部の企業では、日本の求人中国の求人サイトに掲載するなどして、日中両国の賃金格差を利用して、技術者確保に努めた。しかしながら、日系企業は、人材獲得競争に敗れた。漢字を用いないベトナム、カンボジア、ラオスなどの東南アジア諸国に供給源をシフトさせている日本向けソフトウェア開発にとって、より限界的な供給源に進出することになったのである。

当然、ベトナムなどの東南アジア諸国も、中国と同様に経済発展を続ければ、ソフトウェア開発の需要が拡大することになる。そうすると、それらの地域においても、再び人材獲得競争が展開することになる。このとき、再び発展途上にある中東、中央アジアなどの発展途上にある諸国に進出し、新たな供給源の確保に努めるのか、あるいは既存の地域において、新しい供給源を探すことになるように思われる。しかし、もし日本企業の優位性が、人材育成制度、福利厚生、ならびにその下請構造にあるとするならば、その優位性にもとづいた人材獲得戦略を採用している企業が、存在するのではないだろうか。この点については、今回の研究で明らかにすることは出来なかった。今後の課題としたい。